平成２８年（フ）第１９７号
愛知県一宮市浅井町西浅井1079番地
債務者　鈴木　隆司
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　英生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第４３号
秋田県横手市十文字町仁井田字大道北11番地７
債務者　鈴木笑美子
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　京野　垂日
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第４７号
秋田県横手市前郷二番町１番18号
債務者　加賀　太郎
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　康博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第１２９０号
名古屋市中川区八田町1805番地の２　アムール八田１階
債務者　山田　幸子
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　恵美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月７日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７９号
長崎県大村市久原１丁目1173番地１　県営久原第２アパートＢ棟102号
債務者　谷口　哲郎
1　決定年月日時　平成28年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯川　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月30日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１６１号
金沢市本江町４番36号
債務者　田矢　奈穂
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　明夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３７号
宮崎市大塚町馬場崎3555番地　第一高橋マンション205号、前住所宮崎市江南２丁目11番８号
債務者　坂本　俊一
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯野　健介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８８号
愛知県弥富市寛延２丁目34番地（株）富田鋳工所独身寮１　106
債務者　宇都　大吾
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　智史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第３３７号
福岡市東区舞松原４丁目１番5013号
破産者　柴田　安宏
1　決定年月日　平成28年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３２号
島根県益田市隅村町646番地５、前住所島根県益田市隅村町649番地２
破産者　尾﨑　　実
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２８年（フ）第１３６号
福岡市南区大楠３丁目２番18―207号
破産者　宮田　恵介
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６７５号
福岡市西区姪の浜３丁目46番10―１号
破産者　槇　　貴政（旧姓光安）
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７２６号
福岡市中央区平和５丁目15番８号
破産者　西畑ひろみ
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７９９号
福岡県朝倉市千代丸118番地１　コーポ・ゆうみイン103号、前住所群馬県前橋市新井町192番地７
破産者　山内　隆英
1　決定年月日　平成28年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９９号
群馬県佐波郡玉村町大字上之手1593番地３　シェルコート玉村305
破産者　坂庭　寿正
1　決定年月日　平成28年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第６４３号
福岡市博多区西春町１丁目４番９―207号
破産者　塚田　修文
1　決定年月日　平成28年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７７２号
福岡市西区福重５丁目15番16号、前住所福岡市早良区有田１丁目26番10号
破産者　工　　弥姫（旧姓吉村）
1　決定年月日　平成28年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部